

## 重要事項説明書（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務用）

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」第4条の規定に基づき、介護予防支援、並びに那賀町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱における介護予防ケアマネジメント契約締結に際して、事業者がご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

### 1. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事業者について

事業者名称	那賀町地域包括支援センター
代表者名	那賀町長 橋本 浩志
所在地 (連絡先)	那賀町大久保字大西3番地2 (電話 0884-62-3901 ファックス 0884-62-3893)

### 2. ご利用者への介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント提供を担当する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	那賀町地域包括支援センター
事業所番号	3601300019
所在地 (連絡先)	那賀町大久保字大西3番地2 (電話 0884-62-3901 ファックス 0884-62-3893)

## (2) 事業の目的及び運営方針

<b>事業の目的</b>	那賀町が開設する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。
<b>運営方針</b>	<p>地域包括支援センターの担当職員は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮する。</p> <p>2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。</p> <p>3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。</p> <p>4 事業の実施にあたっては、町、指定居宅介護支援事業者、介護保健施設、特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。</p> <p>5 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。</p> <p>6 事業の実施にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。</p>

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

<b>営業日</b>	月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）
<b>営業時間</b>	8時30分～17時15分
<b>職員体制</b>	センター長（1名）、保健師（1名）、主任介護支援専門員（1名）、社会福祉士（2名）、介護支援専門員（2名）

### 3. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容および利用料等

内容	提供方法	介護保険適用有無	1ヶ月当たりの利用料	1ヶ月当たりの利用料(介護保険適用の場合の利用者負担)
①介護予防サービス計画の作成	別紙に掲げる「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の実施方法等について」を参照ください。	左の①～⑧の内容は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一連業務として介護保険の対象となるものです。	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに対する利用料金は契約書別紙に掲げる「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の実施方法について」を参照してください。 (サービスによって介護予防支援費か介護予防ケアマネジメント費のいずれかが必要となります。)	介護認定を受けられた場合または事業対象者となる場合には、法定代理受領により自己負担はありません。 (全額介護保険により負担されます。)
②介護予防サービス事業者等との連絡調整				
③サービス実施状況の把握、評価				
④利用者状況の把握				
⑤利用者の効果の評価				
⑥給付管理				
⑦要介護認定等の申請に対する協力、援助				
⑧相談業務				

#### 【ご注意】

- ※ 介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の料金にかかる利用料は不要です。
- ※ ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、一旦料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を那賀町の窓口に出すと払い戻される場合があります。
- ※ 上記の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる業務を行うため、那賀町域外の居宅に訪問した場合は、交通費として1回につき\_\_\_\_\_円を負担していただきますので、訪問したときにお支払いください。領収書をお渡しますので、必ず保管してください。

### 4. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（介護予防サービス計画作成等）を行う事業者とその事業所

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターから受託する事業所について

事業所の名称	
代表者名	
所在地 (連絡先)	

## 5. 利用者の居宅への訪問について

地域包括支援センターの担当職員（または居宅介護支援事業所の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため、必要時に利用者の居宅に訪問します。

但し、利用者からの依頼や介護予防支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅以外を訪問することができます。

## 6. 秘密の保持と個人情報の保護について

### ①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

地域包括支援センターを使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

### ②個人情報の保護について

地域包括支援センターは、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 7. 高齢者虐待防止について

地域包括支援センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①研修等を通じて、担当職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③担当職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、担当職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 8. 事故発生時の対応について

地域包括支援センターは、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに那賀町及び利用者の家族等への連絡を行うとともに、必要な装置を講じます。

## 9. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に関する相談・苦情は下記窓口にお申し出ください。

<b>【事業所の窓口】</b> 那賀町地域包括支援センター	所在地 徳島県那賀郡那賀町大久保字大西3番地2 電話番号 0884-62-3901 ファックス番号 0884-62-3893 受付時間 8:30～17:15（月～金）
<b>【市町村の窓口】</b> 那賀町役場 保健医療福祉課	所在地 那賀町延野字王子原31番地1 電話番号 0884-62-1141 ファックス番号 0884-62-1115 受付時間 8:30～17:15（月～金）
<b>【公的団体の窓口】</b> 徳島県国民健康保険団体連合会	所在地 徳島市川内町平石若松78-1 電話番号 088-666-0117 ファックス番号 088-666-0228 受付時間 8:30～17:15

## 10. 重要事項の説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日
-----------------

令和 年 月 日
----------

上記内容及び別紙1について、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」第4条の規定並びに那賀町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づき、利用者の説明を行いました。

事業者	所在地	徳島県那賀郡那賀町大久保字大西3番地2
	法人名	那賀町地域包括支援センター
	代表者名	那賀町長 橋本浩志
	事業所名	那賀町地域包括支援センター
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所	
氏名	印

**1 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの作成について**

**① 介護予防サービス計画作成の担当者について**

事業所	那賀町地域包括支援センター
所在地	那賀町大久保字大西3番地2
電話番号	0884-62-3901
担当者	

**② 地域包括支援センターは介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント（以下、「ケアプラン」という。）の原案作成に際しては、次の点に配慮します。**

ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接にし、利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

イ 利用する介護予防サービスの選択にあたっては、当該地域における複数の指定介護予防サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供し、ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、当該事業所を計画に位置づけた理由を説明します。

ウ 地域包括支援センターは、利用者に対して介護予防サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

エ 地域包括支援センターは、ケアプランの原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。

オ 地域包括支援センターの担当職員等が本業務を行う際には、常に身分証を携帯し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。

カ 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。

キ 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うよう努めます。

**③ 地域包括支援センターは、利用者の医療機関等との連携に努めます。**

ア 地域包括支援センターは、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。

イ 地域包括支援センターは、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に計画作成者自身が把握した利用者の情報等について、計画作成者から主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝えます。

ウ 介護予防支援及び介護予報ケアマネジメントの提供開始に当たり、利用者等に、入院時に計画作成者の氏名等を入院先医療機関に提供するよう説明します。

**④ 地域包括支援センターは、ケアプランの原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。**

ア 地域包括支援センターは、利用者のケアプランの原案への同意を確認した後、原案に基づくケアプランを作成し、改めて利用者の同意を確認します。

イ 利用者は、地域包括支援センターが作成したケアプランの原案に同意しない場合には、地域包括支援センターに対してケアプランの原案の再作成を依頼することができます。

## **2 サービス実施状況の把握、評価について**

- ① 地域包括支援センターは、ケアプラン作成後も、利用者またはその家族、さらに指定介護予防サービス事業者と継続的に連絡をとり、ケアプランの実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との調整を行います。
- ② 地域包括支援センターは、ケアプランが効果的なものとして提供されるよう利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 地域包括支援センターは、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、地域包括支援センターは利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。
- ④ 地域包括支援センターは、利用者の状態が改善され、介護認定において自立と判断された場合、地域支援事業等総合的な介護予防事業への情報の提供を行います。

## **3 ケアプランの変更について**

地域包括支援センターがケアプランの変更の必要性を認めた場合、または、ケアプランの変更が必要と判断した場合は地域包括支援センターと利用者双方の合意をもってケアプランの変更を、この介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

## **4 給付管理について**

地域包括支援センターは、ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。ただし、地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業所は、給付管理表を地域包括支援センターへ提出します。

## **5 要介護認定等の協力について**

- ① 地域包括支援センターは、利用者の要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 地域包括支援センターは、利用者が希望する場合は、要介護・要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

## **6 ケアプランの情報提供について**

利用者が要介護認定の認定を受け、居宅介護支援の利用を希望する場合には、利用者のケアプランが円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

## **7 料金について**

地域包括支援センターが行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに対する利用料金は、初回利用月は月額 7,420 円、2 ヶ月目以降は月額 4,420 円となります。但し、介護認定を受けられた場合または事業対象者となる場合には、法定代理受領により自己負担はありません。